

柳井市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柳井市立柳井図書館及び大島図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）の整備の充実及び市民の図書館利用サービスの向上を図るため、雑誌を活用した柳井市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度の内容は、図書館の雑誌にスポンサーの名称等（以下「スポンサー名等」という。）の表示を希望する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入代金相当額を負担し、図書館が当該雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に雑誌スポンサーの名称等を表示（以下「スポンサー名等の表示」という。）し、図書館利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーの対象は、個人、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他教育委員会が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、雑誌スポンサーが柳井市広告掲載基準（平成18年11月24日施行。以下「基準」という。）第5条に規定する規制業種又は事業者に該当する場合は、対象としない。

(対象とする雑誌)

第4条 スポンサー名等の表示をすることができる雑誌は、次のとおりとする。

(1) 図書館が作成した雑誌リストに掲載された雑誌

(2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が適当と認めた雑誌

2 スポンサー名等の表示をする雑誌が休刊又は廃刊したときは、教育委員会は、当該雑誌の雑誌スポンサーと協議の上、別の雑誌に振り替える等必要な措置を講ずるものとする。

(雑誌スポンサーの申込み等)

第5条 図書館は、雑誌スポンサーの申込みを随時受け付ける。

2 雑誌スポンサーの申込みを使用する書類は、柳井市立図書館雑誌スポンサー申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）とする。

3 教育委員会は、申込者から申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、スポンサー名等の表示の可否を決定し、柳井市立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、当該申込者に通知するものとする。この場合において、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順に決定するものとする。

4 教育委員会は、雑誌スポンサーを決定したときは、その者と雑誌スポンサー制度に基づく雑誌スポンサー名等の表示に関する覚書（別記第3号様式）を締結するものとする。

(スポンサー名等の表示期間)

第6条 スポンサー名等の表示期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中からスポンサー名等の表示をする場合は、当該年度末までとする。

2 スポンサー名等の表示を中止する場合に使用する書類は、スポンサー名等の表示の中止届(別記第4号様式。以下「中止届」という。)とする。

3 教育委員会は、雑誌スポンサーにスポンサー名等の表示を中止する2か月前までに前項の中止届を提出するよう指導するものとする。

(雑誌スポンサー名等の表示方法)

第7条 スポンサー名等の表示方法は、次のとおりとする。

(1) 雑誌 雑誌の最新号カバー表面の中央より下部に縦3センチメートル×横10センチメートル程度のスポンサー名等を表示する。

(2) 雑誌架 雑誌架の雑誌の配架位置の中央より下部に縦5cm×横15cm程度のスポンサー名等を表示する。

(3) 地色は白色、文字は黒色とする。

(雑誌の配架位置)

第8条 雑誌の配架位置は、教育委員会が決定する。

(スポンサーの取消し)

第9条 教育委員会は、雑誌スポンサーがスポンサー名等の表示期間中に基準第5条に該当するに至った場合又は不相当と判断したときは雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(雑誌の所有権)

第10条 本制度により納品された雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。